

総務厚生常任委員長報告

審査日	令和7年6月9日			
出席委員	金子 恵	堤 理志	堀 真	下町 純子
	藤田 明美	西田 健	浦川 圭一	西岡 克之
説明員	関係所管管理職並びに職員			

議案第34号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

人口減少等に伴う給水収益および使用料収入の減少や施設の老朽化、耐震化に伴う更新需要の増大など、上下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定した上下水道サービスを提供できるよう上下水道事業の持続可能な経営の確保に向け、学識経験者、公共的団体の関係者など、さまざまな立場からの知見により水道料金および下水道使用料等の適正化を図るため、長与町水道料金等審議会を附属機関として新たに追加するもの。委員の構成は10人以内、任期は会期中としている。

議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償について新たに追加するもの。別表の執行機関に上下水道事業の管理者の権限を行う町長を加え、長与町水道料金等審議会の報酬額を新たに追加するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：水道料金の見直しがなぜ必要なのか。

答弁：水道事業の経営戦略を策定している。その中で20年間のシミュレーションを作った。今後、人口減少に伴う給水収益の減少、更新費用の増大に対し、現状の水道料金では経営が難しいというシミュレーションが出た。

質疑：審議会で検討するとのことだが、住民の意見の集約というのはどういう方向で進めていくのか。

答弁：審議会に資料を事前に提供し、自治会などでどのような意見があるのか集約していければと考えている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第36号 長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

国家公務員の人事院規則の改正等に準じ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を図るため、所要の改正を行うもの。主な改正内容は、妊娠、出産等を申し出た職員、または3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等について規定するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：両立支援制度の利用に対する意向確認のための措置とは、具体的にどのようなことか。

答弁：妊娠出産のタイミングの職員に対し、使うことができる休暇制度を示し、利用するか否かの意思確認をする。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第37号 長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業制度の拡充のため、所要の改正を行うもの。主な改正内容は、部分休業の取得パターンを現行の1日につき2時間を超えない範囲内に加えて、1年につき77時間30分を超えない範囲内を規定し、職員が柔軟に選択できるよう規定するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第38号 長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向を踏まえ、国が定める外国語指導助手の報酬基準が引き上げられたことに伴い、報酬基準月額を改定するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：外国語指導助手の給与、4月分から6月分はどういう状況なのか。

答弁：現状では条例改正がなされていないため、今までの単価で支給している。承認

された時点で4月1日に遡り、差額分を6月中に支給する。
慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第39号 長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

令和7年度中に長与町こども計画を作成するにあたり、長与町子ども・子育て会議において協議を行うため、第1条に設置根拠として、こども基本法第13条第3項の規定を追加。第2条の所掌事務に、こども計画の策定に係る規定を追加するとともに、子ども・子育て支援法の改正に伴う条ずれを改めるもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：こども基本法第13条第3項に基づくものを規定に加えることで何が変わるのか。

答弁：子ども・子育て会議条例が、子ども・子育て支援事業計画を策定するための委員会として位置付けがされている。今度策定する子ども計画を策定するための設置根拠として、こども基本法第13条第3項の規定を追加している。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第45号 令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ2,647万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億2,478万6千円とするもの。

企画財政部財政課では、今回の補正予算にかかる財源の調整として、財政調整基金繰入金7,798万9千円を計上。政策企画課では、モビリティ人材育成事業業務委託料は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するもので、国費100%となっている。地域公共交通の充実に向けた取り組みとして、主に高齢者の日常の移動支援を目的とした、地域の事業者や住民が主体となる移動支援をモデル的に立ち上げることを検討している。同種、類似の業務実績を持つ民間事業者へ委託し町職員や関係団体、地域の住民が支援の立ち上げに必要なノウハウを取得する人材の育成を行い、支援の立ち上げに向けて伴走支援を行ってもらう。

総務部地域安全課では、さくら野東地域交流センター建設事業における財源組替を行う。申請している国庫補助金が減額内示を受けたことによるもので、町全体の財政負担を軽減するため、地域安全課所管分は、国庫補助相当分を他の所管分の事業へ振替、新たに単独事業として交付税が多く措置される地方債を活用するもの。

住民福祉部こども政策課では、長与北児童館2階遊戯室照明のLED取替工事費を計上。

健康保険部健康保険課では、新型コロナワクチンの健康被害給付金で令和4年3月分から、遡って医療費を支給する。これは、国の補助で全額補填する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

企画財政部

質疑：モビリティ人材育成事業業務委託料の財源は全額国庫補助だが、国の計画と関係があるのか。

答弁：国として交通空白の解消という取り組みを進めている。地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う都道府県市町村、事業者等に対して、その取り組みの経費を支援するというもの。今回は、地域の事業者や住民が主体となる移動支援の立ち上げを行う。

総務部

質疑：国庫補助の内示減に伴い地方債を活用するとのことだが、負担が増える恐れはないのか。

答弁：地域交流センターに係る分は、今回の起債に切り替えた方が地方交付税として措置される分が上回るという判断の下、財源組替を行った。

住民福祉部

特記すべき質疑はなかった。

健康保険部

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。